

第12 国民健康保険税（料）

1 国民健康保険税・国民健康保険料採用別市町数

令和元年度においては、国民健康保険税は33団体（21市12町）、国民健康保険料は8団体（8市）で採用されている。

2 加入世帯割合及び被保険者数の推移（第2-43表）

令和元年度における国民健康保険加入世帯数について、全世帯数に占める割合（加入世帯数割合）28.4%。前年度比は0.8%減となっている。

また、令和元年度の被保険者数についても、前年度と比べ約3.2%減少しており、県内総人口に占める割合（加入被保険者数割合）は20.2%となっている。

次に、令和元年度における本県の加入世帯数割合及び加入被保険者割合を全国と比較すると、それぞれ0.9%、0.8%下回っている。これは全国と比べ他の社会保険への加入者が多いことを示している。

第2-43表 加入世帯数及び被保険者数の推移

区分	年度	27	28	29	30	R1	増減率（%）			
							28/27	29/28	30/29	R1/30
加入世帯数の推移	全世帯数 A	2,493,875	2,510,223	2,525,918	2,543,327	2,562,267	0.7	0.6	0.7	0.7
	加入世帯数 B	814,187 (363,568)	786,089 (331,474)	762,604 (317,839)	743,260 (304,994)	727,620 (295,230)	△ 3.5 (△ 8.8)	△ 3.0 (△ 4.1)	△ 2.5 (△ 4.0)	△ 2.1 (△ 3.2)
	加入割合 B/A(%)	32.6 (14.6)	31.3 (13.2)	30.2 (12.6)	29.2 (12.0)	28.4 (11.5)	—	—	—	—
	全国の加入割合B/A(%)	34.1 (16.4)	32.6 (14.3)	31.3 (13.3)	30.2 (12.6)	29.3 (12.1)	—	—	—	—
被保険者数の推移	人口 C(人)	5,607,821	5,591,063	5,573,144	5,554,552	5,534,273	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.4
	被保険者数 D(人)	1,329,489 (427,650)	1,261,073 (397,463)	1,205,136 (375,070)	1,157,420 (357,820)	1,119,978 (344,578)	△ 5.1 (△ 7.1)	△ 4.4 (△ 5.6)	△ 4.0 (△ 4.6)	△ 3.2 (△ 3.7)
	加入割合 D/C(%)	23.7 (7.6)	22.6 (7.1)	21.6 (6.7)	20.8 (6.4)	20.2 (6.2)	—	—	—	—
	全国の加入割合B/A(%)	24.9 (8.3)	23.6 (7.7)	22.5 (7.2)	21.6 (6.9)	21.0 (6.6)	—	—	—	—

(注) 1 「市町村税課税状況等の調（国民健康保険税関係）（以下「国保税調」とする。）（第1表）」による。

2 全世帯数、人口の各年度の数値は、3月31日現在の住民基本台帳による。

3 表中の（ ）は、介護納付金課税額に係るもの（内数）を表す。

3 国民健康保険税（料）の収入状況

令和元年度の国民健康保険税（料）額は、県計で対前年比**5.5%減**となっている。（第2-44表）

第2-44表 国民健康保険税（料）の推移

（単位：千円、%）

年度 区分	27	28	29	30	R1	増減率（%）				
						28/27	29/28	30/29	R1/30	
兵 庫 県	大都市	21,469,841	20,286,421	22,518,522	23,952,486	23,104,587	△ 5.5	11.0	6.4	△ 3.5
		6,701,289	6,427,656	6,911,063	7,482,552	8,953,588	△ 4.1	7.5	8.3	19.7
		(2,425,672)	(2,253,923)	(2,258,315)	(2,524,416)	(3,533,147)	(△7.1)	(0.2)	(11.8)	(40.0)
	都 市	61,063,680	60,161,536	58,809,381	55,563,463	48,363,856	△ 1.5	△ 2.2	△ 5.5	△ 13.0
		18,636,616	18,000,345	17,423,413	15,882,788	16,988,706	△ 3.4	△ 3.2	△ 8.8	7.0
		(7,302,927)	(6,893,983)	(6,586,813)	(6,295,480)	(6,101,644)	(△5.6)	(△4.5)	(△4.4)	(△3.1)
	町	4,348,991	4,051,497	3,867,747	3,724,655	3,325,286	△ 6.8	△ 4.5	△ 3.7	△ 10.7
		1,271,558	1,230,609	1,196,712	1,156,570	1,128,436	△ 3.2	△ 2.8	△ 3.4	△ 2.4
		(528,720)	(501,268)	(471,879)	(454,968)	(415,053)	(△5.2)	(△5.9)	(△3.6)	(△8.8)
	計	86,882,512	84,499,454	85,195,650	83,240,604	74,793,729	△ 2.7	0.8	△ 2.3	△ 10.1
		26,609,463	25,658,610	25,531,188	24,521,910	27,070,730	△ 3.6	△ 0.5	△ 4.0	10.4
		(10,257,319)	(9,649,174)	(9,317,007)	(9,274,864)	(10,049,844)	(△5.9)	(△3.4)	(△0.5)	(8.4)
全 国	2,209,713,581	2,107,884,731	2,053,093,868	1,986,959,748	1,860,882,403	△ 4.6	(△2.6)	△ 3.2	△ 6.3	
	690,745,711	660,277,441	644,589,728	622,523,165	606,610,008	△ 4.4	(△2.4)	△ 3.4	△ 2.6	
	(276,408,338)	(255,374,374)	(240,421,964)	(231,168,780)	(214,898,871)	(△7.6)	(△5.9)	(△3.8)	(△7.0)	

（注）1 「国保税調（第2表）」による。

2 表中の（ ）は、介護納付金課税額に係るもの（内数）を表す。

3 上段：基礎課税額、中段：後期高齢者支援金課税額、下段：介護納付金課税額に係るものを表す。
また、増減率については各課税額の合算により算定した数値である。

4 徴収率の推移

令和元年度における国民健康保険税（料）の徴収率は、国民健康保険税が**76.1%**、国民健康保険料が**83.9%**で、前年度に比べ税は**1.4ポイント**、料も**1.2ポイント**上昇している。

なお、国民健康保険税（料）全体の徴収率は**81.0%**となっている。また、市町村税徴収率（**97.3%**）と比較すると**16.3ポイント**下回っている。団体区分別では、大都市（**83.9%**）、都市（**80.1%**）、町（**78.2%**）となっている。（第2-45表）

第2-45表 国民健康保険税（料）の徴収率の推移

（単位：％）

現線別 区分	年度	現年課税分					滞納繰越分					合計				
		27	28	29	30	R1	27	28	29	30	R1	27	28	29	30	R1
税	大都市															
	兵庫県 都市	92.8	93.3	93.7	94.2	94.5	15.8	16.5	17.6	18.8	19.5	69.8	71.4	72.7	74.3	75.7
	町	94.0	94.3	94.8	95.1	95.1	16.8	18.0	18.2	18.9	19.3	74.9	75.6	76.3	77.1	78.2
	計	92.9	93.4	93.8	94.3	94.6	15.9	16.7	17.6	18.8	19.5	70.5	71.9	73.2	74.7	76.1
	全国	92.3	92.8	93.4	93.8	-	19.4	20.3	21.0	21.9	-	72.5	74.3	75.8	77.3	-
料	大都市	93.4	93.4	93.0	93.7	93.1	17.1	14.2	18.1	19.3	21.9	82.1	82.0	82.1	83.3	83.9
	兵庫県 都市	92.7	93.5	93.9	94.4	94.5	17.5	19.1	20.6	24.1	25.1	75.1	77.4	79.2	82.3	83.8
	町															
	計	93.2	93.5	93.5	94.1	93.9	17.4	17.6	19.8	22.4	23.9	77.7	79.2	80.3	82.7	83.9
	全国	90.7	91.1	91.6	92.0	-	22.2	22.6	23.5	24.7	-	76.4	77.6	78.6	80.0	-
計	大都市	93.4	93.4	93.0	93.7	93.1	17.1	14.2	18.1	19.3	21.9	82.1	82.0	82.1	83.3	83.9
	兵庫県 都市	92.8	93.4	93.8	94.3	94.5	16.7	17.8	19.0	21.5	21.8	72.7	74.7	76.3	78.8	80.1
	町	94.0	94.3	94.8	95.1	95.1	16.8	18.0	18.2	18.9	19.3	74.9	75.6	76.3	77.1	78.2
	計	93.1	93.4	93.6	94.4	94.1	16.7	17.2	18.8	19.9	21.7	75.1	76.6	77.7	79.7	81.0
	全国	91.5	92.0	92.5	96.0	-	20.5	21.2	22.0	12.4	-	74.3	75.8	77.1	40.0	-

（注）「決算統計（第6表）」による。

5 応能割及び応益割の比率

令和元年度における応能割と応益額の比率はおおよそ60：40となっており、応能割の比率が高くなっている。（第2-46表）

第2-46表 応能割額と応益割額の推移

（単位：千円、％）

区分 年度	応能割									応益割								
	所得割	構成比	構成比全国	資産割	構成比	構成比全国	計	構成比	構成比全国	被保険者均等割	構成比	構成比全国	世帯別平等割	構成比	構成比全国	計	構成比	構成比全国
27	64,151,640	53.5	58.4	1,587,221	1.3	2.2	65,738,861	54.9	60.6	36,059,327	30.1	28.1	18,009,050	15.0	11.3	54,068,377	45.1	39.4
28	67,409,478	56.2	59.1	1,201,952	1.0	2.0	68,611,430	57.2	61.1	34,254,644	28.5	27.7	17,177,771	14.3	11.1	51,432,415	42.8	38.9
29	68,948,406	58.9	59.5	1,015,028	0.9	2.0	69,963,434	59.8	61.4	31,430,486	26.9	27.5	15,643,458	13.4	11.0	47,073,944	40.2	38.6
30	63,574,742	57.3	59.5	370,339	0.3	2.0	63,945,081	57.6	61.4	32,800,180	29.5	27.5	14,260,740	12.8	11.0	47,060,920	42.4	38.6
R1	63,953,657	57.1	60.5	254,266	0.2	1.0	64,207,923	57.4	61.5	33,130,777	29.6	27.9	14,575,603	13.0	10.6	47,706,380	42.6	38.5

（注）「国保税調（第2表）」による。

6 減免

本県では41市町全てで減免規定を設置しており、39市町で実施している。（第2-47表）

第2-47表 令和元年度減免規定設置及び実施状況

区分	令和元年度減免規定を設置している団体数	令和元年度減免を実施している団体数
市	29	28
町	12	11
計	41	39

（注）兵庫県市町振興課調